

## 安来市下水道使用料等審議会【第1回】

日時 令和5年9月22日（金）14：00～

場所 安来庁舎3階 防災対策室

### 【日程】

辞令の交付

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 委員・事務局紹介

4. 会長及び副会長の選任

5. 会長あいさつ

6. 市長諮詢

7. 議事

- 1) 下水道事業の概要
- 2) 下水道事業の現状
- 3) 下水道事業の課題
- 4) 下水道事業の経営目標（前回設定）
- 5) 下水道事業の中期経営見通し
- 6) 下水道使用料の原則
- 7) 下水道使用料の体系

8. 審議・質疑

9. その他

10. 閉会

# ○安来市下水道使用料等審議会条例

平成 16 年 10 月 1 日  
条例第 208 号

## (設置)

第 1 条 市長の諮問機関として、安来市下水道使用料等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 審議会は、次の事項を審議する。

- (1) 下水道使用料に関すること。
- (2) 下水道事業受益者負担金等に関すること。

## (組織)

第 3 条 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、市長が任命する。

- (1) 需要者の代表 10 人以内
- (2) 学識経験者 3 人以内

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長 1 人、副会長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

## (関係者の出席)

第 6 条 審議会は、その審議上必要があるときは、審議に關係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、下水道担当課が行う。

## (委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する